

令和8年3月26日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山 孝男	2番 三瓶 一壽	3番 大内 広信
4番 佐藤 弘	5番 山崎 ふじ子	6番 石井 一正
7番 小林 孝	8番 松村 妙子	9番 三瓶 文博
10番 篠崎 聡	11番 橋本 善一郎	12番 佐久間 正俊
13番 影山 常光	14番 遠藤 亮子	15番 鈴木 利一
16番 影山 初吉		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長	今泉 喜徳	書記	横田 涼
		書記	佐藤 祐梨子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副町長	伊藤 朗

総務課 長	鳴原 健二	財務課 長	菊田 誠子
保健福祉課 長	影山 清夫		
教 育 長	渡辺 和也	教育次長兼 教育課 長	藤井 康

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和8年3月26日（木曜日） 午前11時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会議日程の決定
- 第3 議案第34号 令和8年度三春町一般会計補正予算（第1号）
- 第4 議案第35号 令和8年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）

5 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前11時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 ご苦労様です。

ただいまから令和8年三春町議会3月第1回会議を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により3番大内広信議員、4番佐藤弘議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。本会議の日程は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本会議の日程は、本日1日限りと決定しました。

なお、本日の議事日程はタブレットに掲載したとおりでありますので、ご了承願います。

…………… 議案の上程 ……………

○議長 日程第3、議案第34号「令和8年度三春町一般会計補正予算（第1号）」及び日程第4、議案第35号「令和8年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）」を一括議題とします。

…………… 提案理由の説明 ……………

○議長 提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。

令和8年3月第1回会議に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。配布いたしました議案書・議案説明書のとおり、国の交付金を活用した災害対応備品購入費と、小中学校学校給食費の負担軽減に係る一般会計補正予算。また、本年4月1日から休院となる町立三春病院の関係工事費等に係る三春病院事業会計補正予算の議案2件であります。

慎重に審議されまして、全議案可決くださいますようお願い申し上げ、あいさついたします。

…………… 議案第34号 令和8年度三春町一般会計補正予算（第1号） ……………

○議長 議案第34号について、担当者の説明を求めます。

菊田財務課長。

○財務課長 それでは令和8年度三春町一般会計補正予算（第1号）、予算書の方で説明させていただきます。予算書をお開きください。

1ページ、タブレットの2ページになります。

第1条。規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億134万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億9,975万5,000円としようとするものでございます。

それでは予算書の7ページ、タブレットの8ページまでお進みください。

2の歳入。10款地方交付税ありますが、先に14款の国庫支出金の方から説明させていただきます。

14款国庫支出金、2款国庫補助金、6目消防費国庫補助金、1節災害対策費国庫補助金。3,343万円の増額になります。こちらは新規の補助金でございまして、新しい地方経済・生活環境創生交付金。地域未来交付金（地域防災緊急整備型）ということで、事業費6,687万5,000円の補助率2分の1ということで、3,343万円の計上でございます。

こちらは避難所の生活環境整備事業でございまして、移動式のエアコン、発電機等の購入経費にかかる補助金になっております。申請しておりました事業が採択となりましたので、今回新たに計上しているものでございます。

戻っていただいて10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税。特別交付税で2,670万円の増となります。

こちら先ほど国庫補助事業で説明しました、避難所の生活環境整備事業に係るものでございます。事業費6,687万5,000円から国庫補助金3,343万円を除いた残りの一般財源分、こちらについては特別交付税で措置される補助事業でございまして、80%分を特別交付税で見えております。それが2,670万円でございます。

続いて18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金。こちら5,187万2,

000円の増。こちらは歳入の不足分について、財政調整基金を取り崩して事業費に充てるものでございます。

3目三春病院事業基金繰入金で6,161万4,000円の増。こちらの基金については、敬老園の工事関連で約5,000万円ほど、三春病院の事業会計の負担金分として約1,100万円ほど、こちらの基金を取り崩して事業費に充てております。

続きまして20款諸収入、5項雑入、4目指定管理者負担金。4節で三春病院指定管理者負担金。2,773万円の増。こちら三春病院の指定管理者負担金については前年度分を次年度に収入することとなっておりますので、こちらは令和7年度分の負担金を当初で見込んでおりませんでしたので、今回増額で補正するものでございます。

続きまして次のページになります。

3、歳出です。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費。こちらは敬老園の工事等の経費になっております。

11節役務費は手数料で1万円。これは給水分離工事の設計審査及び竣工検査の手数料でございます。

14節工事請負費。敬老園給水分離工事費として4,802万6,000円。給水設備の分離工事になります。

18節負担金、補助及び交付金で、敬老園水道加入金として95万9,000円。敬老園パントリー設備工事負担金として99万8,000円。合計の195万7,000円の計上でございます。パントリー設備工事負担金については、敬老園の方で食事の再加熱カートを設置することに伴いまして、電源と排水工事の方が必要になっておりますので、そちらの工事について敬老園で工事を実施しまして、町としては負担金として支払をするという計上になっております。こちらの財源については全て病院基金を取り崩すものでございます。

続きまして4款衛生費、1項保健衛生費、6目三春病院費。負担金、補助及び交付金で1,162万1,000円。三春病院事業の負担金になります。こちら後ほど病院事業会計の補正予算の方で説明がありますが、施設の管理委託料ですとか病院長の報酬等でのかかる経費について、町一般会計の方から病院事業会計の方に負担するものでございます。

24節積立金。三春病院事業基金積立金で2,773万円。こちら歳入でも説明しました、指定管理者の負担金分については基金の方に積立てすることになっておりますので、こちらを積立てするものでございます。こちらの財源についても病院の基金の取り崩しと、指定管理者の負担金で、雑入の方で入るものが財源でございます。

9款消防費、1款消防費、4目災害対策費。こちらは17節備品購入費になりますが、避難所生活環境整備事業ということで、避難所における生活環境の改善の事業でございます。熱中症対策、あとプライバシーの確保、電力の供給に必要な備品の購入になります。1つ目が移動式エアコン発電機。こちら20台ずつで6,220万5,000円。テントパーティション50張りで90万8,000円。簡易ベッド100台で154万円。スポットクーラー6台で106万7,000円。避難所用投光器10台で106万3,000円。スポット冷暖エアコンが1台で9万2,000円の計上でございます。

こちらについては、平常時については各自主防災会等での防災訓練への貸出ですとか、移動式エアコンについては避難所となっている学校施設における体育授業や部活動での熱中症対策として活用することとしております。財源については国庫の補助金と一般財源ということで、3,344万5,000円ございますが、これらのうち特別交付税が2,670万円

入ってきますので、実質一般財源としては670万円ほどの事業になっております。

続きまして次のページになります。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費と3目特別支援学級費。そして次の3項の中学校費の2目教育振興費。こちらにつきましては減額の補正になっておりまして、学校給食費の無償化の実施に伴いまして、当初予算で計上しておりました小中学校の要保護準要保護児童生徒の就学援助費のうち、給食費分の援助費と、小学校の特別支援教育就学奨励費のうち給食費分の奨励費を減額しまして、学校給食費無償化事業の方で対応することとしまして、小学校費については730万2,000円の減。中学校費につきましては341万6,000円の減としております。

続きまして6項保健体育費。2目学校給食費になります。こちら負担金、補助及び交付金ということで、学校給食費負担軽減交付金。こちら無償化に係る事業になっております。小学校については国の補助事業になっておりまして、4,318万6,000円の計上。中学校につきましては町の単独事業になっておりまして、2,212万5,000円の計上になります。

多子世帯学校給食費助成金。こちらは946万6,000円の減になりますが、こちらは給食費の無償化事業実施のため、当初予算で計上しておりました多子世帯への助成金を全額減額するものでございます。

こちらの財源につきましては一般財源ということで5,584万5,000円になっておりますが、無償化に対する国からの補助金につきましては国の予算の成立前でございまして、財政調整基金を取り崩して予算編成はしております。国の予算成立後に国庫補助金の方を増額補正しまして、財源を組み換えることとしております。

説明については以上になります。

○議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

……… 議案第35号 令和8年度三春町病院事業会計補正予算(第1号) ……

○議長 議案第35号について、担当者の説明を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは私の方で引き続き、予算書の方で内容の説明をさせていただきたいと思っております。予算書の方、タブレットで言うと12ページをお開きいただきたいと思います。

令和8年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)ということで、第2条。令和8年度三春町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正をさせていただくということで、まず収入でございますが、1款1項医業外収益を規定の予算額4,088万2,000円に1,186万1,000円を増額補正させていただき、計5,

274万3,000円とさせていただくもの。

支出につきましては、1款1項医業費用でございますが、既決の6,925万7,000円に1,186万1,000円を補正増させていただき、計8,111万8,000円とさせていただきます。

詳細内容につきましては次のページ、タブレットで言いますと13ページになりますが、ご覧いただきたいと思っております。

まず収入でございます。

1款1項3目、その他医業外収益でございます。説明の欄ご覧いただきたいと思うんですが、駐車場の賃貸料24万円ということでございます。こちら三春病院のお隣のあぶくま荘さんの方から駐車場として5台分お借りしたいというような申し出がありましたものですから、5台分、1台4,000円ということで12か月分ということで計上をさせていただきました。

次に4目他会計負担金ということで、一般会計負担金1,162万1,000円ということで一般会計からの繰入れなどの部分になるということでございます。

続きまして支出の方の説明をさせていただきます。

1款1項1目、経費ということです。3節諸会費ということで、各医師会会費60万円というふうな形になっております。こちらは4月1日から三春病院休院させていただくんですけども、病院長の方は置かなければならないというふうなことでございます。病院長につきましては、必ず地元医師会、田村医師会、あとは福島県の医師会、あと日本医師会ということで、それぞれの医師会に会員として加入しなければならないという決まりになっているようで、各それぞれの3つの医師会、年会費20万円ということで、合計60万円今回計上させていただいたということでございます。

次に8節の委託料になります。449万9,000円ということで、内訳につきましては説明の欄ご覧いただきたいと思うんですけども、まず病院巡回業務321万2,000円ということでございます。4月1日以降休院で無人になるということで、基本的には機械警備を入れて警備をするという形になりますが、朝と夕方、1日に2回人の目で全館巡回する必要があるだろうということで、今回巡回業務というふうなことで委託料ということで計上をさせていただきました。

次にその下になります。造影剤注入装置保守業務68万2,000円でございます。こちらの造影剤自動注入装置というのは、CT検査のときに使用するCTの付属の機器ということで、こちらの方も個別に保守点検が必要だということでございまして、今回改めて68万2,000円計上させていただいたということでございます。

その下がカルテ等開示請求業務60万5,000円ということです。三春病院での患者さんのカルテというものにつきましては、法律で5年間保管義務がございます。その5年間の保管義務の間に、個人から病院へのカルテの開示請求だったり病院からの開示請求であったりというふうなことで開示請求があった場合に、それぞれ対応してデータの方を抽出・出力して、データの方を提示させていただくというふうな形になります。

こちらの方は星総合病院の方に部門システムがありまして、データの抽出・出力が星総合病院でしか今のところできないものですから、星総合病院の方に1件いくらというふうなことで単価で委託という形で今回計上させていただいたというふうなことでございます。

続きまして9節の通信運搬費でございます。16万2,000円。Wi-Fi利用料でございます。現在三春病院の方にWi-Fi入っております。4月から休院ということでWi

ーFiを撤去ということも方法としてはあるんですが、再加入する場合の費用が年間の利用料よりも高額になってしまうということですので、とりあえず1年間、こちらの利用料については撤去せずに、利用料としてお支払いして維持をしていこうということで計上させていただいています。

最後になりますが10節報償費でございます。660万円。病院長の報償ということでございます。4月1日からの休院ですが、先ほども申し上げましたとおり病院長の方は置かなければならないということでございます。月額55万円ということで、12か月分ということです。55万円という金額につきましては、診療報酬とかで国で決まっている金額ではないというふうなことでございます。保健所の方にいろいろ相談をしましたところ、まずはこれまで指定管理者であった星総合病院の方に院長の選任というふうなことでお願いしてはどうかという話がありまして、相談したところ月額55万円だというふうなことでございまして、今回12か月分ということで660万円ほど計上をさせていただいてますが、病院長につきましては星総合病院の方にお願いするというよりはできれば地元の先生にお願いできればということで、今具体的にちょっと相談させていただいているというふうなことでございます。それによりましてこの報酬の方も今後変更してくるというふうな形も考えられるのかなと思っています。一応つかみでの金額ということになっておりますのでご理解いただきたいと思います。

説明については以上でございます。

○議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

2番。

○2番(三瓶一壽議員) 今ほどの説明でタブレット13ページの報償費で病院長を置くということなんですけど、これは常駐ではないと思うんですけど、何日かこの施設に来なければいけないってということなんでしょうか。それともただ名前だけ置くってことですか。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 三春病院の患者さんについて、他のクリニック等に紹介をさせていただくときに署名捺印いただくということが主な業務というふうなことですけれども、基本的にはもうすでに三春病院の外来の患者さんにつきましては紹介業務が終わってますので、そういった業務は発生はしてこないのかなと。

あと想定されるのが、年に回数ちょっと分からないんですけども、厚生局や保健所なんかの立ち入り検査というものがあつた場合の立ち合いという形でございます。医療行為はしませんので、医療サービスの提供はしていませんので、基本そういった形での業務がメインになってくるのかなというふうな形で考えています。

以上です。

○議長 他にありませんか。

2番。

○2番(三瓶一壽議員) カルテ等開示請求業務っていうのがあるんですけど、先ほどちょっと聞き逃したかもしれませんけど、これの…60万5,000円ですか。の金額内訳もう1回教えてもらえますか。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 内訳でございますが、個人から、要するにB型肝炎とか新型コロナの健康

被害とか、裁判関係で弁護士さんからの請求というのがメインになってくると思うんですけども、そういった個人から病院への開示請求につきましては、単価が1件1万1,000円ということで、件数はつかみなんですけども、大体20件を想定しての金額。あとは病院から病院へということで、これは病院から外来の患者さんに対しての以前のカルテについての請求ということで、こちらは単価7,700円ということで年間50件を見込みまして、トータルでこの金額だというふうなことでございます。

以上です。

○議長 他にございますか。

6番。

○6番(石井一正議員) 先月の議会でちょっと申し上げましたけど、3月前に三春病院は止めるということを町は言い渡されたわけですね。

これはある意味では契約違反というか、何か私はその辺がすっきりしないんですが、そういうことを三春病院がしておいて、この病院長に660万円の報償費を出すということが非常に矛盾するという考えで…ちょっと私の理屈っぽいですが、そういうことは課長としてどうなんでしょうか。矛盾してないんでしょうか。こういう段階で660万円という高額を出すということは。

○議長 もう一度説明をお願いします。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 説明は先ほどもれてしまったんですが、こちらの支出額につきましては指定管理者撤退に伴っての町の損害部分と捉えておりまして、損害賠償請求の中に含まれて請求をさせていただく内容になってくると認識しております。

以上です。

○議長 他にありませんか。

15番。

○15番(鈴木利一議員) 三春病院の休院によって病院長を置かなければならないのは前から分かっていたと思うんですが、これはやっぱり補正でなくて来年度予算の中で出してくるのが本筋じゃないかと思うんですがどうでしょう。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 おっしゃるとおりだと思っております。

当初から病院長が必要だということで我々も認識しておりましたが、報償としての金額がこれほど必要だということについては認識不足だったという点がございまして、今回このような形で計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長 他にございますか。

(なしの声あり)

○議長 ないようですので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… ● ● 町長挨拶 ● ● ……………

○議長 以上で本会議の日程は全て終了しました。ここで、町長より発言があればこれを許します。

坂本町長。

○町長 ただいま全議案可決承認いただきましてありがとうございました。

年度末、来年の予算も控えております。補正可決いただいた内容につきましては、速やかに対応もしくは実施してまいります。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

…………… ● ● 散会宣言 ● ● ……………

○議長 これで、令和8年三春町議会3月第1回会議を散会します。ご苦労様でした。

(閉会 午前11時31分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月26日

福島県田村郡三春町議会

議 長 影 山 初 吉

署 名 議 員 大 内 広 信

署 名 議 員 佐 藤 弘

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第34号	令和8年度三春町一般会計補正予算（第1号）	全 員	原案可決
議案第35号	令和8年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）	全 員	原案可決